

【第5・6・7期】福岡県感染拡大防止協力金

福岡県による要請に応じて、【第7期】令和3年5月12日～31日の全ての期間に休業・営業時間短縮を行った県内全域の事業者の皆さまに協力金を給付します。
 ※【第6期】の要請期間については、「5月19日まで」を「5月11日まで」とします。

	【第5期】	【第6期】	【第7期】																								
区域	①福岡市②久留米市	①福岡市②久留米市 ③その他市町村	県内全域																								
期間	①令和3年4月22日(木)0時 ②令和3年4月25日(日)0時 ～5月5日(水)24時	令和3年5月6日(木)0時 ～ <u>11日(火)24時</u>	令和3年5月12日(水)0時 ～31日(月)24時																								
対象施設	○飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設が要請の対象 ※設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は要請の対象です。 ○次の施設は、飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設であつても要請の対象外 ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、結婚式場、葬儀場		※左記に加え 飲食店営業許可を受けていないカラオケ店、飲食店営業許可を受けている結婚式場を対象とする																								
要請内容	○営業時間を5時から21時 ○酒類提供時間を11時から20時30分オーダーストップとすること	①福岡市②久留米市 ○営業時間を5時から20時 ○酒類提供時間を11時から19時オーダーストップとすること (③その他市町村は営業時間を21時、オーダーストップを20時) ○カラオケ喫茶やスナック等(カラオケボックス除く)のカラオケ設備の利用の自粛	○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケボックスや酒類持ち込みを認めている飲食店を含む)は、休業、または酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めて営業時間を5時から20時とすること ○酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等は営業時間を5時から20時とすること																								
1店舗あたり給付額	①福岡市:1日あたり給付額×14日間 ※要請対応開始日が4月23日の場合は13日間、4月24日の場合は12日間 ②久留米市:1日あたり給付額×11日間 ※要請対応開始日が4月26日の場合は10日間、4月27日の場合は9日間	1日あたり給付額×6日間 ※要請対応開始日が5月7日の場合は5日間、5月8日の場合は4日間	○1日あたり給付額×20日間 ※要請対応開始日が5月13日の場合は19日間、5月14日の場合は18日間 ○家賃月額×2/3(上限20万円)を加算 ア:酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が要請に応じた場合のみ対象 イ:アのうち福岡市の休業した店舗は同市の家賃支援金の対象となるため、本加算については、福岡市に申請願います。																								
※「売上高減少額方式」も選択可 中小企業「売上高方式」	<table border="1"> <tr> <th>1日あたり売上高</th> <th>[1日あたり給付額]</th> </tr> <tr> <td>8万3,333円以下</td> <td>2万5千円</td> </tr> <tr> <td>8万3,333円超25万円未満</td> <td>1日あたり売上高の3割</td> </tr> <tr> <td>25万円以上</td> <td>7万5千円</td> </tr> </table>	1日あたり売上高	[1日あたり給付額]	8万3,333円以下	2万5千円	8万3,333円超25万円未満	1日あたり売上高の3割	25万円以上	7万5千円	<p>①福岡市②久留米市</p> <table border="1"> <tr> <th>1日あたり売上高</th> <th>[1日あたり給付額]</th> </tr> <tr> <td>7万5千円以下</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>7万5千円超25万円未満</td> <td>1日あたり売上高の4割</td> </tr> <tr> <td>25万円以上</td> <td>10万円</td> </tr> </table> <p>③その他市町村:【第5期】と同額</p>	1日あたり売上高	[1日あたり給付額]	7万5千円以下	3万円	7万5千円超25万円未満	1日あたり売上高の4割	25万円以上	10万円	<table border="1"> <tr> <th>1日あたり売上高</th> <th>[1日あたり給付額]</th> </tr> <tr> <td>10万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>10万円超25万円未満</td> <td>1日あたり売上高の4割</td> </tr> <tr> <td>25万円以上</td> <td>10万円</td> </tr> </table>	1日あたり売上高	[1日あたり給付額]	10万円以下	4万円	10万円超25万円未満	1日あたり売上高の4割	25万円以上	10万円
	1日あたり売上高	[1日あたり給付額]																									
8万3,333円以下	2万5千円																										
8万3,333円超25万円未満	1日あたり売上高の3割																										
25万円以上	7万5千円																										
1日あたり売上高	[1日あたり給付額]																										
7万5千円以下	3万円																										
7万5千円超25万円未満	1日あたり売上高の4割																										
25万円以上	10万円																										
1日あたり売上高	[1日あたり給付額]																										
10万円以下	4万円																										
10万円超25万円未満	1日あたり売上高の4割																										
25万円以上	10万円																										
大企業「売上高減少額方式」	<p>[1日あたり給付額] 1日あたり売上高減少額の4割</p> <p>上限:「20万円」又は「1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額</p>		<p>上限:「20万円」</p>																								
申請受付	令和3年5月20日(木)～6月30日(水)		令和3年6月1日(火)～30日(水)																								